| | | |
|---|---|---|
| 岐阜県のうち<br>恵那市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 岐阜県のうち<br>恵那市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量七・九キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 岐阜県のうち<br>美濃加茂市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十四キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十三キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十二キロリットル以上<br>五　容量十四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 岐阜県のうち<br>美濃加茂市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十四キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十二・五キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十一・五キロリットル以上<br>五　容量十四・四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 岐阜県のうち<br>土岐市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十一キロリットル以上 |

を　に、　を　に、　を

| | | |
|---|---|---|
| | | 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量十三キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 岐阜県のうち<br>土岐市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量十三・二キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 岐阜県のうち<br>瑞穂市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十七キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量五十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 岐阜県のうち<br>瑞穂市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十七キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四十九・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 愛知県のうち<br>名古屋市のうち中川区 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が六十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

に、　を　に、　を